

「周辺監視区域」への入域方法

■■■■本件に関する問い合わせ■■■■

放射線受付（放射線受付棟、内線：3500、外線：029-864-5496、E-mail：kek3500@ml.post.kek.jp）
営業時間：平日 8:30～12:00 及び 13:00～18:30

■■■■周辺監視区域とは■■■■

法令で定めた放射線レベルをこえる可能性のある「管理区域」の周辺において、法令で定められた管理区域の設定基準を超えることはないが、一般の区域に比べて放射線レベルが高くなる可能性がある区域を「周辺監視区域」として区分しています。



■■■■周辺監視区域の出入り口について■■■■

一般人が不用意に立ち入らないように、周辺監視区域はフェンス等で区画され、入口扉は施錠されています。入口扉には「周辺監視区域」の標識があります。

■■■■放射線被ばく量■■■■

作業に伴う被ばく線量は自然放射線レベルであり、一般人の年間許容線量である1ミリシーベルトの1/10を超える可能性はありません。したがって、**立ち入りにあたって個々人が線量計を着用する必要はありません。**

■■■■一般人の立ち入り方法■■■■

見学等をする時は立入許可願（様式3号）、作業の時は作業計画書（様式2号）による届出が必要です。立ち入る者全員の所属・氏名を記入してください。一般安全に関する許可が必要な場合は、様式2号の一般安全欄または様式3号の余白に一般安全許可可能者の署名を提出前にもらってください。

<様式の提出先>

第4区域のPF光源棟のみの周辺監視区域：光源棟放射線監視員詰所
第5区域の周辺監視区域：AR放射線監視員詰所
上記を含む全ての周辺監視区域：放射線受付

<一般安全の必要な場所>

SuperKEKBの富士及び筑波、PF光源棟、STFの周辺監視区域**以外の周辺監視区域**

■■■■放射線業務従事者の立ち入り方法■■■■

●出入りにカードの借用が不要な場合

放射線管理室への**届出は必要ありません。**

●出入りにカードの借用が必要な場合

見学等の時は立入許可願（様式3号）、作業の時は作業計画書（様式2号）による届出が必要です。一般安全に関する許可が必要な場合は、様式2号の一般安全欄または様式3号の余白に一般安全許可可能者の署名を提出前にもらってください。

<様式の提出先>

第4区域のPF光源棟のみの周辺監視区域：光源棟放射線監視員詰所
第5区域の周辺監視区域：AR放射線監視員詰所
上記を含む全ての周辺監視区域：放射線受付

<一般安全の必要な場所>

SuperKEKBの富士及び筑波、PF光源棟、STFの周辺監視区域**以外の周辺監視区域**